

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年3月2日
【会社名】	アサヒ衛陶株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 町元 孝二
【本店の所在の場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネジャー 森本 安則
【最寄りの連絡場所】	堺市美原区小平尾451番地
【電話番号】	072(362)5235(代表)
【事務連絡者氏名】	企画管理部マネジャー 森本 安則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年2月26日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を置くことにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的に、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により導入された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものです。

また、取締役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令で定める額に限定する契約を締結できる旨を新設するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となるため、町元 孝二、上野 泰志、越野 秀司を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

定款に定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を欠くことになる場合に備え、丹司 恭一、石橋 孝広を補欠取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、景山 好庸、中光 弘、井関 新吾を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役に退任されます福森鉄也氏に對し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願うものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額800万円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の割合 (賛成の割合)
第1号議案	7,407	46	-	(注1)	可決(99.38%)
第2号議案					
町元 孝二	7,372	81	-	(注2)	可決(98.91%)
上野 泰志	7,336	117	-		可決(98.43%)
越野 秀司	7,376	77	-		可決(98.97%)
第3号議案					
丹司 恭一	7,371	82	-	(注2)	可決(98.90%)
石橋 孝広	7,323	130	-		可決(98.26%)
第4号議案					
景山 好庸	7,381	72	-	(注2)	可決(99.03%)
中光 弘	7,380	73	-		可決(99.02%)
井関 新吾	7,340	113	-		可決(98.48%)
第5号議案	7,164	289	-	(注3)	可決(96.12%)
第6号議案	7,262	191	-	(注3)	可決(97.44%)
第7号議案	7,312	141	-	(注3)	可決(98.11%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注3) 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主からの議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上